

ドライバーの健康診断、"受けさせて終わり"になっていませんか？

— 健康起因事故防止に向けた事業者の取組み強化のお願い —

△ 健康起因事故は近年高止まり — 約半数が交通事故に至っています

398件

全事業用自動車の
健康起因事故
(令和6年・前年比5%減)

136件

トラックの
健康起因事故
(前年と横ばい)

約46%

トラックで事故に
至った割合
(人身9件・物損54件)

■ トラックの健康起因事故136件の内訳 (令和6年)

乗務中断 54%

物損事故 40%

人身
6%

📄 健康診断は法令上の義務です

- 労働安全衛生法 第66条:年1回以上の定期健康診断(深夜業従事者は6か月以内ごと)
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則 第3条第6項:健康状態の把握、疾病等のある乗務員の乗務禁止
- 同規則 第7条:点呼時に疾病・疲労・睡眠不足等の健康状態を確認

🚚 健康診断に関する行政処分量定 (令和7年4月施行)

違反事項	初違反	再違反
健診未受診者 1名	警告	10日車
健診未受診者 2名	20日車	40日車
健診未受診者 3名以上	15日車 × 未受診者数	30日車 × 未受診者数
未受診による健康起因事故	40日車	80日車
疾病・疲労等乗務	80日車	160日車
薬物等使用乗務	100日車	200日車

✅ いま事業者求められる 3つのアクション

1

受けさせるだけで終わらせない — 結果の活用が安全を守る

- ・ 受診結果を事業者提出させ、所見ありの方には医師の意見聴取と就業上の措置を実施
- ・ 一次健診で①血圧②血中脂質③血糖④BMIすべて異常の方は労災「二次健康診断等給付」(無料)を活用

2

スクリーニング検査を追加して "隠れリスク" を発見

- ・ 脳ドック(MRI/MRA)/心臓・頸動脈超音波/SAS検査/眼底・視野検査 等

💡 補助金:国交省「健康起因事故防止支援」… 検査費の1/2(上限50万円・中小事業者対象)

3

マニュアル・ガイドラインをフル活用

- ・ 全日本トラック協会「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル(令和8年4月版)」
- ・ 国土交通省「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」「SAS対策マニュアル(令和7年7月)」等

★ 重要

💡 派遣ドライバーも "受診結果の提出" が必要です

- ・ 派遣元(派遣会社)が一般健康診断を実施しますが、運送事業者である派遣先にも乗務員の健康状態を把握する義務があります(輸送安全規則 第3条第6項)。
- ・ 国交省「輸送安全規則の解釈及び運用について」(令和7年8月7日改正・国自貨第235号)により、派遣ドライバーから健康診断の受診結果を提出させることが求められます。
- ・ 派遣契約書・覚書に「受診結果の派遣先への提供」「本人同意の取得」を明記し、紙またはデータで提出を受ける運用を整備しましょう。

ドライバーひとりの体調変化が、本人・家族・第三者の人生を左右します。

健康診断は "コスト" ではなく "最大のリスク管理投資"

受診 → 結果把握 → 事後措置 → 追加検査 のサイクルを徹底しましょう

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関